

令和6年度第1回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

## 令和6年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 令和6年8月29日（木）
- 2 時間 午後2時00分から午後4時30分まで
- 3 場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
- 4 議事 (1) 令和6年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）  
(2) 令和5年度みどりの基本計画実施計画について  
(3) 小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について
- 5 報告事項 (1) 子どもの遊び場等整備事業の実施について
- 6 出席者 (1) 委員  
会 長 小木曾 裕  
委 員 犀川 政稔  
委 員 松嶋 あおい  
委 員 田中 貴浩  
委 員 笠原 謙次  
委 員 小谷 俊哉  
委 員 尾路 紀恵  
委 員 亀山 久美子  
委 員 田村 恵子  
委 員 平野 武  
(2) 事務局  
環境部長 柿崎 健一  
環境政策課緑と公園係長 小林 勢  
環境政策課緑と公園係主任 井上 英里  
環境政策課緑と公園係主任 関口 雅也

## 令和6年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

小木曾会長 それでは、始めたいと思います。

暑い中と言いたかったんですけど、ちょっと不順な天気で、皆さんも大変な中、御参加いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、これより令和6年度第1回的小金井市緑地保全対策審議会を開会いたします。

それでは、最初に事務局より本日の会の成立について御報告ください。

緑と公園係長 事務局の小林と申します。本日もよろしくお願ひいたします。

本日の出席状況について御報告させていただきます。

本日10名全員の委員が出席しております。小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ておりますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

小木曾会長 では、次に環境部長より御挨拶をお願いいたします。

環境部長 それでは、改めまして、皆様、こんにちは。小金井市環境部長の柿崎と申します。よろしくお願ひいたします。

令和6年度第1回小金井市緑地保全対策審議会開会に当たり、私から一言御挨拶をさせていただきます。

初めに、緑地保全対策審議会委員の皆様方におかれましては、御多忙中、また台風が近づいているということで、足元が非常に悪くなっている中、お越しいただきまして、ありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

さて、今年も本当に暑い日が続いており、世界的には中長期的な影響を与えるだろうと言われている問題が気候変動でございます。気候変動の要因のうち、二酸化炭素の増加による地球温暖化が全人類に共通の身近に迫った脅威となっております。各地でゲリラ豪雨などが発生している状況でございます。

小金井市でも実は先月、各地で公園や緑地の倒木などがございまして、道路をふさいだりという、なかなか大変な思いをして、ここまで来ているところで、また今回の台風を思うと、ちょっとなかなか大変な対策になってきているなと思っているところでございます。

小金井市は国分寺崖線や野川、玉川上水に象徴される緑や水、広大な小金井公園や野川公園など恵まれた自然環境があり、この水と緑が住宅都市に程よく融合し、良好な環境を築いている町であり、この貴重な財産を市民の皆様とともに守り、育てることが、この難局を乗り越えるための重要な鍵になると考えております。

最後になりますが、今後様々な課題に全力で取り組み、緑があふれ、環境に優しいまち、小金井市の実現を目指してまいりたいと考えていますので、委員の皆様におかれましても、引き続き、御指導御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

緑と公園係長 続きまして、事務局の紹介、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、本日出席している事務局職員の紹介をさせていただきます。

環境政策課みどりと公園係の関口です。

緑と公園係主任（関口） 関口と申します。よろしくお願いいたします。

緑と公園係長 同じく、井上です。

緑と公園係主任（井上） よろしくようお願いいたします。

緑と公園係長 また、本日、保全緑地を調査していただきました受託事業者の双葉苑の二人にも御出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

調査事業者 お願いします。

緑と公園係長 次に、配付資料の確認となります。次第を御覧ください。下段に配付資料ございまして、資料1から資料8までの8点と、本日、机上配付しました諮問書の写し、合計9点でございます。

本審議会に関連する市の例規、関係計画も置かせていただいておりますので、御参照ください。お手元の資料等、御不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に、本日は議事録作成のため、音声の録音をさせていただいておりますので、大変恐縮ですが、発言される前には、御自身のお名前をおっしゃっていただいた後に、御発言をお願い申し上げます。

以上となります。

小木曾会長 配付資料の確認と事務連絡が終わりましたが、不明な点はございますでしょうか。

特になければ、次第2、委員の変更及び3、委嘱状の交付について事

事務局より説明をお願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。資料1を御用意ください。

委員名簿4番、田中貴浩さんが新たに委員に御就任していただいておりますので、御紹介させていただきます。東京都多摩環境事務所自然環境課長で学識経験者として御就任いただいております。一言お願いします。

田中委員 このたび緑地の保全対策審議会をやるということで、いただきました田中と申します。学識経験者ということですが、私、多摩環境事務所自然環境課長は、緑について今回実は初めてでございます。職場におきましては、緑関係の保全地域の管理とか日頃従事している業務もございませう。すぐにこちらで答えられないようなことがあれば、職場のほうでそういう話は確認してまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

小木曾会長 よろしくをお願いいたします。

次に、第3の議事、令和6年度保全緑地の指定についてを議題といたします。

本案件は諮問として、お受けすることといたします。事務局、お願いいたします。

緑と公園係長 事務局、小林です。本日机上に配付させていただきました諮問書のとおり、市長より令和6年度保全緑地の指定及び解除について諮問をお願いするものでございます。

本日の諮問に対する審議会の答申を会長から市長にさせていただく流れとなりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

以上になります。

小木曾会長 ただいま小金井市長から本審議会への諮問がありました。

それでは、令和6年度保全緑地の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。

資料2から4について御説明いたしますので、お手元の紙の資料も御覧ください。適宜、前面のスライドでも説明を併せていきたいと思っております。では、右上に「資料2」と書かれております、保全緑地の指定及び解除についてでございます。全13ページでございます。

まず、保全緑地制度について御説明いたします。小金井市緑地保全及び緑地推進条例に基づく制度で、市内の市民所有の緑地保全及び緑化推

進を図ることにより、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的としております。

保全緑地の種類については、環境緑地、公共緑地、保存生け垣、保存樹木に区分してありまして、それぞれ一定の基準に基づき指定しています。

一度指定したものについては、5年ごとに更新が必要になります。本審議会では、更新する保全緑地と新たに指定する保全緑地、また、所有者の意向により解除した緑地につきまして、審議をお願いするものでございます。

それでは、右上に資料2とあるものの中で、数量をまとめた表がございます。こちらについて御説明いたします。

それぞれ申請件数と指定件数を記載し、申請があったものの中で基準に満たず、指定しないものもございます。具体的にスライド等でも説明してまいります。

次のページにありますのが、令和6年度保全緑地総括表でございます。令和2年度から6年度となっております。それぞれの年度に指定した数量を掲載しておりまして、昨年の審議会で委員の方から総括表が分かりにくいという御指摘がありましたので、少し様式を変更しております。変更部分は右側の表になりまして、今年度に指定するものの内訳を、令和元年度の指定のものから解除になったもの、申請がなかったもの、申請があつて、かつ指定になったものというのを、それぞれ分かるように追記させていただいております。

それでは、各保全緑地につきまして、今年度に指定申請のありましたものを個別に御説明いたします。

まず、環境緑地についてです。お手元の資料では、資料2の1ページと3ページ目に書いております、「4 令和6年度 保全緑地 指定等一覧 (1) 環境緑地」となっています。前方のスクリーンも併せて御覧ください。

また、指定要件につきましては、資料3に掲載しておりますので、併せて御参照ください。

環境緑地の指定基準につきまして、令和4年度に面積要件を500平米から緩和して、保全されることが確約される樹木の集団で、その集団

の存する面積がおおむね300平米以上で面的なつながりのあることとしております。

今年度申請があったのは、更新4件、新規2件の合計6件です。ナンバー1の緑町五丁目からナンバー4の貫井南町四丁目までについては、令和元年度に指定されていたものの更新分となります。

スクリーンにも映し出しております。お手元の資料と同じかと思いますが、ナンバー1、緑町五丁目、3筆で合計で約1,000平米。

ナンバー2が前原町三丁目、1筆で2,500平米です。なお、こちらの土地は、もともと2,664平米でしたが、敷地の一部を自宅用の土地として使用したいとのことで、令和6年2月に163.35平米を解除しております。前方には、現地確認に行った際の写真を載せさせていただいております。

ナンバー3、貫井南町二丁目は1筆で886平米。

ナンバー4、貫井南町四丁目も1筆で686平米でございます。こちら、今年また確認に行ってみりました。

次が新規になります。ナンバー5、2筆で申請のあった、緑町の三丁目でございます。こちら、2筆ございまして、412.91平米、新規申請の土地で現地確認に参りました。敷地の申請面積300平米以上ございますが、残念ながら、ちょうどスライドを見ていただくと、中央の写真、樹木が植えられていない空いている土地が多くございますのと、あとは全体的に樹木の面的なつながりがないというところで、新規の指定をしないものです。とてもきれいに管理されたお庭ではあるんですけども、樹木の面的なつながりという要件のところでは該当しないので、こちら、残念ながら指定をしないという案にいたしております。

次にナンバー6、中町一丁目、こちらも新規で撮影した写真でございます。10筆ございまして、771.73平米。新規の申請の土地で敷地内の一部に住宅が建っておりますが、そちらを除いて樹木の面的なつながりが認められるので、建物面積126.71平米を除いた面積である645.02平米を新規の指定とするものでございます。

続いて、保存樹木について御説明いたします。お手元の資料でいきますと、資料5の1ページと4ページ目の保存樹木一覧が該当します。スクリーンでは、またそれぞれ写真でも御説明をさせていただきます。ま

ず、指定基準について、令和4年度から要件緩和を行っております。地上1.5メートル以上の高さにおける幹周り1メートル以上または高さ10メートル以上の樹木が対象です。

今年度は更新が22件、新規10件、合計32件、本数にしますと367本の申請がございました。そのうち実地調査の結果、更新の1本は伐採されていたので32件、366本の指定の諮問件数となっています。

件数が、特に更新分、例年に比べて多いので更新については、資料の見方を御説明し、新規分についてスライドで写真にて紹介させていただきたいと思っております。

では、スライドで前面を見ていただきますと、こちら更新分338本あり、お手元の資料でいきますと4ページから11ページ、大変枚数が多いんですけども、それぞれ幹周り、委託事業者に測っていただいて写真もスライドに一部抜粋のように確認したものです。枝分かれているような木に関しては0.7を掛けるということで、参考までに、その幹周りの写真もこちらに一部掲載しております。

次のページに参ります。今回、新規もたくさん御申請いただいております。それで、このように幹周り、高さをそれぞれ測らせていただいて、新規で出されたものは全て、このように幹周り139センチですとか立派な樹木でありました。こちらは2本新規でいただいております。高さが足りなくても幹周りの要件が満たしているので、保存樹木となります。このようにそれぞれ測らせていただいて、新規全て満たしているものを指定と考えております。

次に、保存生け垣の申請案件について御説明いたします。お手元の資料で言いますと、資料2の1ページ目がまとまった表で、12ページ目から生け垣の内訳になりまして、今年度は更新が20件、新規が5件、合計25件の919メートルの申請でございました。

そのうち実地調査の結果、5件の新規のうち2件が基準を満たしておらず、指定としましては23件、879.7メートルの諮問の件数となっております。では、スライドにて御説明させていただきます。

先ほど出ておりましたが、指定基準の要件、令和4年度に緩和し、令和5年度にも一部変更しております。こちらが要件となります。

では、具体的にスライドの更新分から説明します。更新に関しても件



数は多いですが、全て現地で測って、その調査の結果、メートル数、生け垣の高さ、確認しております。

新規につきましても、高さ、そして長さを測っております。こちらは残念ながら指定にならなかった生け垣の一つです。新規で御申請あったものが、ヒイラギモクセイとサツキですが、残念ながら、サツキ、写真でいうと右下のほうがブロック塀、遮蔽物が0.4メートル、40センチを超えてしまっているのです、これに関しては除いた長さで指定をすることを考えています。

次の新規に関しては、高さ延長ともに基準内となりますので、これでお認めしたいと思っております。

次、こちらも新規分ですが、これも残念ながら、御自宅の敷地内に入らせていただいて撮った写真でございます。遮蔽物が残念ながら40センチを超えておりますので、長さもあり、木の高さもあるんですけれども、その点でお認めできないということで、指定しないとしているものとなります。

スライドは以上になります。

笠原委員 笠原ですけど、整理番号の21番、これ左側も右側もそうですよね。ただ、ここで一列以上に植栽されているもの、または、そっちで読むのか。1メートルにつき3本以上というほうで読まないで、木本性つる植物の葉が、生け垣のこの規則に合致しているんですか。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。

今、御質問の点としては、これが1メートルにつき3本なさそうなので、指定に満たないのではないかという御質問でよろしいでしょうか。

笠原委員 生け垣に見えない。通常の生け垣といいますか。

緑と公園係主任（井上） 指定の要件のページを御覧いただきたく存じます。指定の要件の中で、葉が触れ合う程度に一列以上に植栽されているものという事です。

笠原委員 そちらで読む。そちらで合致するという事ですか。

緑と公園係主任（井上） 過去の審議会にて、御指摘いただいた中で樹種によっては広がるものもあるので、1メートルに3本だとぎゅうぎゅうになってしまいう樹木もあるのではないかという御指摘が審議の中であったと思っております。

笠原委員　　そうすると、それぞれが葉が触れ合っているということで生け垣と認めたと。

緑と公園係主任（井上）　はい。

笠原委員　　そういうことですか。分かりました。

その後ろのほうにあった、21番はもう少し、同じような1本立ちみたいなの、もう少し下のほうで21番じゃなくて、ちょっと下がってもらえます？　もう少し下。これ。これも同じことですね。

緑と公園係主任（井上）　こちらは、その要件のためではなく、別の指定条件を満たしていないため。

笠原委員　　合致しない。これは合致しなかった。分かりました。すみません。

緑と公園係主任（井上）　ブロック塀がそもそもあってお認めできないとなります。もしこれがブロック塀がなかったとしたときに、葉が触れ合っているかというところは、また見ていただくポイントかなとは思っております。

笠原委員　　ありがとうございました。

小木曾会長　　ありがとうございます。よろしいですか。

では、進めてください。

緑と公園係主任（井上）　では続きまして、資料2の13ページで、保全緑地の解除について御説明をさせていただきます。

犀川委員　　会長さん、いいですか。意見だけ。

小木曾会長　　どうぞ。

犀川委員　　スライドの23をちょっと出してください。これは何回か前に、オオイタビについてはこの会で取り上げられて、それで、こういうふうなブロックに絡ませているやつは、ブロックが倒れると危険だから生け垣とは認めないと決まっているんです。

ちょうどその頃地震があって、どこかの小学校の生徒が学校のブロック塀が倒れて下敷きになって亡くなるということがあったりして、ここでどうしたらいいだろうかということになって、たしか私の記憶では決を取って、多数決でそのときに認めないということになったんです。これ、オオイタビですね。

これは、だから生け垣のように見えるけれども、実際これ生け垣ではなくて、ブロックにすっかりびっとはわせているんです。これはブロックとか、それから木の樹皮なんかにはばりついて伸びていく、インド

ハウノキとか桑とかそういった仲間のフィックスという仲間なんですけど、時々こういうふうになっているんです。よくこういうふうになってしまうのは、そうですね、花屋さんなんかで、ちょっとした最近の気の利いた花屋さんなんかで小さな植木鉢に小さな葉ガクに何か真ん中に筋のところに斑が入ったような、プミラという植木鉢で売っているんです。それを放っとくと、どんどん大きくなってこういうふうになっちゃうんです。

だから最初はそういうふうに植木鉢から生えたものだと思うんですけど、これは生け垣のように見えるけれども、これはもうブロック塀そのものなので、やはり危険なことについてはもうそこに回り、オオイタビが生えていようとまいと変わりはないので、やはり皆さん、賛成、反対の決でももう1回取って決めたほうがいい。私はこれ反対です。私、犀川ですけど、録音されているのではっきり言っておきますけど、私はこれは生け垣にすることは賛成できません。

以上です。

小木曾会長　　今のコメントに対して、どうですか。これ実際ブロック塀にひっついて  
いるんですか。

緑と公園係長　　私、以前にも現地調査に行っていて、ブロック塀の中の構造までは  
確認はしていないんですけれども、確かにオオイタビが張りついている  
構造物は中にあるものでした。

犀川委員　　すると、これ、生け垣じゃないんですよ。ブロック塀なんです。ブロッ  
ク塀にプミラという、最初、植木鉢の小さいやつに分かれて生えて、あ  
たかも生け垣のようになるという。危ないんですよ。危ないから小金  
井ではブロックはなるべくやめにして生け垣に、安全な生け垣にしまし  
ようということ。で、我々のこの委員会なんかもそのためにあると思  
うので。これはやっぱり大事なことだと思うんです。きれいだから、生  
け垣のようだから生け垣でいいんじゃないかと、そういうふうなことは  
やっぱりやめたほうがいいと思いますが、後々ですね。

小木曾会長　　いいですか。今の犀川委員のお話で言うと、私は就任した頃に1回こ  
れ、この手のやつが出てきて、議論になって、そのときも犀川さん。

犀川委員　　そうです。

小木曾会長　　言われて。

犀川委員　　そうです。

小木曾会長　　1回それは指定していたんだけど、更新をするかどうかということになって、更新をさせないということになって、それで御本人に通知したという記憶があります。

犀川委員　　いいと思います。

小木曾会長　　それで、今回新規というのはその方ではないのですか。

緑と公園係主任（関口）　これは、今回新規として申請された方です。

小木曾会長　　そうですね。

緑と公園係長　事務局の小林です。

その審議の後に私、直接、お会いしに行って、今回はすみません、指定できないという形になりましたということで、お伝えしたところと、本町五丁目なので、同じだと思います。

小木曾会長　　同じ。

緑と公園係長　はい。

小木曾会長　　で、また出してこられたというのは、どういうことなのでしょう。要件が変わったと思われたのでしょうか。

緑と公園係長　この数年で認めていこうというようなことでのつる性植物を、今回要件を緩和させていただいて指定要件の一部に明記させていただいたというような記憶を私はしています。

犀川委員　　そうじゃないと。ちょっと犀川です。1点、お願いします。

緑と公園係長　はい、すみません。

犀川委員　　やっぱり今ここでそういう規格というのは決まっていますから認めましょうというのはいいんですけども、規格に合っていないと思うんです。ちょっと皆さん、プリントの生け垣の規格見てください。これは12ページのアイウエとありますが、エのところですよ。

エ、生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこと。これはいいですね。ただし、市長が特に必要と認めるときは、高さが0.4メートル、40センチ以下であり、かつ、堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置できるものとする。こういうふうにはブロックあるんです。これ、ブロックでしょう。

これは関係ないか。だからとにかく今ここで話題になっているオオイタビの生け垣のように見えるものは、早い話、生け垣か生け垣じゃない

かどっちかという、これ生け垣じゃないんですよ、これ。絶対生け垣じゃないです。

尾路委員 尾路です。

小木曾会長 どうぞ。

尾路委員 私もそのときのことちょっと思い出したんですが、確かにブロックですと危ないのというお話をした覚えがありまして。

犀川委員 そうですよ。

尾路委員 このアのところにある金網等のフェンスに取りついたものはオーケーという。

犀川委員 フェンスはいいですよ。

尾路委員 話だったかと記憶しているんですが。

犀川委員 そう。

尾路委員 その今のはフェンスだったりしませんか。中身はフェンスじゃなくて、やっぱり。

犀川委員 危険か危険じゃないかだと思うんです、一番大事なのは。フェンスは金網ですから。

尾路委員 オオイタビはものすごく取りつきますから、フェンスにも取りつくことができるので、あれがフェンスなのかはちょっとブロックなのか、御確認いただいたほうが。

犀川委員 英語で言えばどっちもフェンスですけどね。

尾路委員 そうです。こういう金網とかでしたらいいということですよ。

犀川委員 だけど、ブロックであることには変わりはないですから、危険ですよ。

尾路委員 下が。

犀川委員 ええ。

小木曾会長 要は、あれ、ブロックかどうかという問題で。

犀川委員 そうです。行って、周りのオオイタビだなど見たら、ちょっと剥がしてみたら、ブロック見えてくるはずなので。

尾路委員 ありますよね。ブロックに取りついているのがよく。

犀川委員 万年塀かもしれないですけど、万年塀に取りついでいようと、ブロック塀にとりついでいようと、それは生け垣じゃないですからね。

尾路委員 金網だったらいいわけなんですか。

犀川委員 それはいいって決まったんです。ケイカカズラなんかよく、大体道路

のあれは何だろうな、新甲州街道かなんかの道路にある金網のフェンスがざっと。そうだ、私、写真を皆さんに配った、そのとき。三鷹の北口の駅の車道と歩道の間ずっと金網が張ってあって、きれいにケイカカズラがあって、花どきにはいいかと思っていいものです。ああいうのは生け垣として認められると思うんですけど。あそこはもし金フェンスじゃなくてブロック塀があそこにずっとあって、その周りにケイカカズラなりオオイタビなんかが生えていたら、それはやっぱり日本的な、日本語的センスでいってフェンスとは言えないです。ブロック塀です。

小木曾会長　　そうですね。四角いちょっと厚みのある感じのフェンスみたいにつくってあればいいんですけど。

犀川委員　　そうですね。

小木曾会長　　あの構造を見ると何かブロックのように見えますね。ブロックに張りついているという感じ。

尾路委員　　御確認いただいて。

亀山委員　　亀山です。

小木曾会長　　はい、どうぞ。

亀山委員　　下に前項の規定にかかわらず市長が特に必要と認めたものについては、かかわらずという事柄がアスタリスクのところに書いてあるわけですがけれども、それを見に行かれたときに、これだと指定してもいいなと、どなたかが御覧になって決めたことなのか。そこの部分がどんなふうになさったのかというところが、気になるところ。

小木曾会長　　いや、その規定からちょっと外れるけれど、これは市長のオーケーをもらえればできるレベルじゃないかどうかという考えだと思います。

亀山委員　　そうですね。

その辺をもう一度精査していただいてかなという気がいたしました。

小木曾会長　　ちょっとこれ過去の資料で調べられますか。同じ人ですか。

緑と公園係長　　事務局の小林です。当時、最初、話題になった対象と同じです。

小木曾会長　　同じ。

緑と公園係長　　ですね、はい。

小木曾会長　　正直言って、私はそのときに来たばかりだったんですけど、非常にきれいにひっついてるんです。こういうのもやってもいいんじゃないかとは私は思いました、最初。でもいろいろな議論の中でやっぱり防災

上、今、ブロック塀は危ないという話があって、そういうものにひつつくのはちょっとまずいというので、当初オーケー出していたんです、それも。その更新のときに議論になって更新をさせないということになったんです。で、お話しさせていただいたということで。

だから、その状況は変わってないわけですね。だから、ここではちょっと難しいのではないかと私も感じます。見た感じきれいだし、緑が増えるという意味ではいいんですけど、別の要件で難しいですね。

亀山委員 塀の支柱をきちんとしているとか、耐震に、耐え得る設計になっているとか、そういうふうな事柄であっても対象外になるということなんですね。ちょっとよく分からない。

犀川委員 いいですか。

小木曾会長 はい。

犀川委員 ブロックってうちにもブロックが実はあるんですけど、前が駐車場でバンなんかをとまって後ろのハッチをひゅっと開けたときにバンとぶつかるんですよ、うちのブロック塀に。そのぶつかったおかげでブロック塀は2つもう欠けたままなんです、今。道路に面してないんです。駐車場に。何ていう、1時間幾らって駐車場に面しているんですけど、そのブロック、うちのブロック、2つこっち側に倒れたんです。

どうして、倒れっこないじゃないかと思うかしれないけど、やっぱり手抜きな作業でやっているのかな。ブロック全体に鉄筋が入っているわけではなくて、ただ単に積むのではなくて真っすぐ上に積み重ねているんです。鉄筋は真ん中には入ってないんです。ブロックがこうあると、そのブロックとブロックのこの部分にだけ鉄筋が入っているんです。だから案外弱いんです。ポンと押すと倒れちゃう。

で、このうちも写真を見る限り、そう高い、ふつうのブロック塀があって、そこにこのオオイタビが絡んでいるに違いないので、私も見てないから分からない。オオイタビだけはこれはやっぱり私は認めるべきでないと思うんです、これ。

小木曾会長 分かりました。では、これだけであまり時間取れないので、決を取りたいと思う。

犀川委員 そうですね。やっぱり誰が賛成、誰が反対、きっちりやっておいたほうがいいと。今後、事故が起きたときに責任問題になる。

小木曾会長　そこまではあれですけど。

小谷委員　会長、小谷ですが。

小木曾会長　はい、どうぞ。

小谷委員　事務局説明の途中で入った質問に対して決をとるようなそういう話の展開になってしまうのはどうかなと思います。

小木曾会長　そうですか。

小谷委員　それから、事務局のほうで説明をずっとされている途中で、私も質問したいことが先のほうで、前のほうでいっぱいあったんですけど、説明が終わってからだと思っていたので言わなかったのです。

ちょっと進行としてどのタイミングで質問を受けるかというのを、もう少し明確にさせていただきたいなという。

小木曾会長　質問が出たので、一旦進行が変わりました。

小谷委員　質問はもちろん。我々は手を挙げたいときは挙げていいと思うのですが、そこはちょっと差配していただけますでしょうか。

小木曾会長　では、それで。

小谷委員　私も質問したいことはもっと前のほうの資料のところでもございますので。後ほどよろしく願いいたします。

小木曾会長　では、一度この質問はここで切って、皆さんクールダウンしてもらって、判断をどうするか話しながら、決めたいと思います。まだ質問したい人もいますので、一度ここで今の質問の話は1回区切りまして、1回全部説明をしてもらおうと思います。では、お願いします。ありがとうございます。

緑と公園係主任（井上）　では、一旦最後まで資料4まで説明をさせていただきます。

では、続きましては資料2の13のページ、保全緑地の解除について御説明させていただきます。解除の件数、環境緑地が1件、一部が解除となります。保存樹木は3件ございます。3本、保存生け垣が1件で20メートルございます。

最後に資料4になります。資料4につきましては、環境緑地、保存樹木、保存生け垣の各年度の推移をグラフにしたものでございます。環境緑地と保存樹木は要件緩和をしたことによる効果が徐々に出てきております。生け垣については、申請がない方について電話等でのお願いもしておりますが、申請がいただけずに指定延長が減っているという状況で



ございます。

以上で、今回の次第4、議事1の説明を終わらせていただきます。

小木曾会長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、ここで質問を受けます。今の質問の延長ではなくて、これ以外のことの質問等があれば、挙手をお願いします。

どうぞ。

小谷委員 小谷です。

環境緑地の新規指定があった6件のうち1件が、面的なつながりが無いということで見送られたという御説明がありました。そうですね、その5番の。

まず、その面的なつながりが無いというのは、どういう状況なのか。写真の説明などでは、どういうふうにつながってない状況なのかは分からなかったもので、まずは教えていただけますでしょうか。

例えば一つの住宅の敷地かなにかの中で、飛び地になっているという、そんなニュアンスなのでしょうか。

緑と公園係主任（関口） 事務局の関口です。

その樹木の面的なつながりというところの考え方は、都市計画法の施行規則の中で、10平米当たり高さ5メートルの木が1本あるというところを樹木の集団、面的なつながりというところで考えております。

小谷委員 そこから、ということですか。

緑と公園係主任（関口） はい。

小谷委員 それでここは。

緑と公園係主任（関口） 高さのある木が植えられていない土地が広がっていたので。

小谷委員 ちょっとこれが、すみません、平面的に分からないので。

ちょっとここ、これだけでもそれ自体がそうなのかという判断がしづらいのと、あと、そうですね、環境緑地って、今、樹木が5メートル以上だとおっしゃったけど、緑地という定義でいけば、農地なども緑地の中に含まれるように、都市緑地法で改正されてなったりしていますので、例えば樹木じゃない状態でも面的なつながりがある場合は、つながりがあるような解釈もできるかと理解するのですけれど。

あと、生産緑地の場合だと飛び地でも、一体の地区指定にするとかという考え方もあるので、ここではどういう考え方をするとよいのかなと

というのが思った次第です。面積合計でいくと、これ2つ合わせると400平米以上だし、筆は別だから別にしているのかとか。

ちなみに、そこで書いている指定基準は、この施行規則に書かれているものより、もうちょっと細かく書いていたような気がしたんですけど。今、スライドに書いているよりも机上配付されている施行規則の原文を見ると、もうちょっといろいろ書いてある。

緑と公園係主任（関口） 都市計画法の施行規則で書いてあるのは、面的なつながりとはというところの定義でして、環境緑地のほうの指定基準としては、そもそも樹木の集団でというところも条件として。

小谷委員 樹木の集団。

緑と公園係主任（関口） はい、書かせていただいております。

小谷委員 なるほど。「（農地上にあるものを除く。）」と書いていますね。2条1項の指定基準。

緑と公園係主任（関口） というところで、はい。

小谷委員 なるほど。状況は何となく分かったんですが。

ただ、先ほど別件のほうでも犀川委員のほうの話にもあったように、その状況として環境緑地ってできるだけ応援していこうよっていったところ、残していつてもらいたいのをバックアップしようよといったところからすると、何か先ほどの事務局説明でも残念ながらという言葉もあったように、ちょっと何かもったいないような感じがするので、こういったものを細かく規則し過ぎると大変というのはあるかもしれないけれど、何らかの形でこういったものもすくい取る、あるいはこういったことを改善してもらえるといいなというような、アドバイスといったものを考えていくことができるような形にしたいなと。

この委員会の中でいきなり決取らなきゃいけないのですが、資料が出てきたのが1週間ぐらい前ですから、全部のところ見に行けないわけですね。そこをもうちょっと何か時間をくださって、事前に現地を見ていく時間がもらえるだとか、こういった事前の何か検討、懸案事項そのものがもう少し深掘りして審議できるようなプロセスを踏まえられるといいかなと思いました。いかがでしょうか。

小木曾会長 ありがとうございます。

今の話は、あれですよ。例えば農地だとちょっと離れていても、一

体にやるような手法がありますから。

小谷委員　　そうですね。生産緑地の指定のほうなんですけれど。

小木曾会長　　そういうやり方は、あるのかもしれませんが、いろいろあります。私が事前に聞いたときには、宅地も含めての面積なんですか、231というのとは。

いいんですよね。要は、宅地が真ん中にあるという話を聞いたんですね。そこ、そんな感じなんですね。

緑と公園係主任（井上）　事務局、井上です。現地確認に行きましたときに駐車区画として使われてそうな、真ん中の白い部分、スライド上こちらの門から入って空間になっていまして、あとは御自宅敷地も申請の面積に入っております。

小木曾会長　　宅地を例えば引いて。

緑と公園係主任（井上）　宅地も入っております。

小木曾会長　　200以上あれば、まず、そこが否定されますよね。だからぎりぎりアウトということなんでしょうか、これだけでも、多分。

小谷委員　　小谷ですが、今、宅地と言われたんですけど、緑があるところも、建物が建っているところも底地は宅地なら宅地だと思うんですけど。建築物が建っている部分も含めての申請だったと、そういうことですか。

緑と公園係主任（関口）　そうです、はい。

小谷委員　　ちなみに、たしか240平米ぐらいと180平米ぐらいだったかな。ですから足し算すると400ぐらいあって、建築面積のところを引いても300を超えていれば、300平米という基準は超えるというところではあるんでしょうか。

緑と公園係主任（関口）　計算上は確かに今おっしゃったとおりでして、ただ厳密に細かい話、建物が建っているところと、あと家の周り一部分、玄関の入り口ですとか道路の接道部分ですとか、そういうところは樹木が植わっていないなくて、砂利とかが敷いてあったような場所だったので、ほぼ、この2筆分かれているうちの一筆が、主に住宅、建物が建っているところと、南側が写真でいう緑地っぽく見えているところで、北側のほうがほぼそういう家がメインで、樹木とかというところは建物の周りもほとんどなかったの、実際に木がある、樹木が植わっている場所というところで見ても、面積としては300を切るかなというところですよ。

小木曾会長      という状況みたいです。

小谷委員      分かりました。あと今、先ほど、私が申し上げたように、ちょっと事前にそれを可能であれば、現地に見るくらいの資料提供の時間をくださると。全部の資料を一度にまとめていただかなくてもいいので、こういう現地に行ってできることなら確認できるようにするための必要な資料は、もう少し早く御提供いただければ。

あと写真だと人の目の高さからのものなので、こういうような面的なつながりといった場合の状況を見るためには、やっぱり上空からの写真があると、生け垣は多分目線からのほうからいいかもしれませんが、いろいろ御準備が大変なのかもしれないですけど、そういったところも分かると、ここの質問も減らすこともできるかなと思います。

小木曾会長      ありがとうございます。

小谷委員      最後に、駐車場っぽくなっているところだったら、何か最近ブロックの間に芝生もかませながらモザイク状にしているような駐車場もあったりしますが、もしそうだったら認めていけるのかとかという気持ちも首をもたげたんですけど、そういう意味で何とか認めてあげられる、あるいは応援してあげられるような手だてを今後考えなきゃいけないかなと思いました。

小木曾会長      ありがとうございます。

私自身も極力、増やしてほしいし、申請あった方には極力寄り添うようにしてあげたいと思います。

今言われたように、事前にもうちょっと早めにとか、ちょっと分かりやすい資料を、そんなに難しいことではなくて平面図をちょっと書いて、ここは緑地でここは宅地とかいうことを手書きでもいいので書いてもらうと分かりやすいです。

駄目ならそのホワイトボードに書くとかして、やっぱりみんなが分かるように説明してもらったほうがいいかもしれません。

では、今後の課題ですね。

小谷委員      といいましても、何か環境緑地の新規の指定というのが過去5年間はないのが出てきたりして、貴重なものだと思うので。

小木曾会長      だから、今回何で駄目だったのかを伝えて、そこに木を植えてもらうとかいろいろやり方あると思うので、次にまた申請してもらおうというこ

とで。

よろしいですか。

ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。特にないですか。

では、先ほどの話をちょっと継続させてもらいたいんですが。オオイタビの話ですが、ブロックについているものだという事でしょうか。それを前提として話したいんですが、私の記憶ではそのときにはこれが難しいということで、継続していたものを1回解除する。解除してもらったと。だから、改めて出された意図がよく分からないんですけど、何だろうな。そういう前提で、当初そのとき決めたことはさっき話したような状況で危険だということですから、そういう前提で考えていくと、結構難しい状況かなと思います。

ただ、御本人がまた出してこられたというところに、何かしらの意図があるのか。要件が変わったと思って可能性が出たのかなと読み取ったのかもしれないし、そこら辺なんか分かりますか、これ。特に。

緑と公園係主任（関口） 申請の意図というところまでは申し訳ございませんが把握しておりません。

犀川委員 ちょっといいですか。

小木曾会長 どうぞ。

犀川委員 もしよかったら関口さんあたり、車乗っけて連れていってくれれば。私、それがブロックかブロックじゃないかって見ますよ、簡単ですから。ブロックだったらこれ生け垣じゃないですからね。ここで指定しようがしまいが、指定なんかできっこないですから。

小木曾会長 だから、そういう前提で出してこられたというところが。

小谷委員 ぜひ見に行きたいです。

犀川委員 そうだよな。触ってなくて、今ここで議論しているわけですね。

小谷委員 実際に見ていないのでちょっと判断できないです。

小木曾会長 実際行かれた感じではどんな感じですか。

調査事業者 今、申請の資料を確認したところ、そもそも申請された方が樹種を把握されていらっしやらない状況で、私のほうでオオイタビと判断して掲載させていただいたんですけども。

実際私も構造物を触って確かめてというより、かちつとした四角い形

状だったので、フェンスとかというよりか、やっぱりブロックかなど。ブロック塀か、その塀の構造まではちょっと分からないんですけど、固いものに何かくっついているオオイタビが全面的に覆っているような印象を受けました。

犀川委員　　高いブロック塀だと。鉄筋コンクリートなら危なくないかもしれないが、高いブロック塀があるなら、ここで指定できる生け垣でない。

小木曾会長　　フェンスかブロック塀によって、要件を満たすかわかりますね。

緑と公園係長　事務局の小林です。ここで整理させていただきますと、当時、令和元年度第1回の緑地保全対策審議会において、同じような議論をさせていただいておりました、ブロック塀については認めるべきではないということで、更新の申請があったんですが、更新しなかったという経過がございます。

その上で、保存生け垣についてもいろいろ要件の緩和をさせていただいてきたところなんですけど、その中でも指定要件に高さが0.4メートル以下で、かつ堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物をとという指定条件は、こだわった規定のつくりを審議会の中でもさせていただいたと記憶しております。

今回、事務局で誤った提案資料を提出してしまい大変申し訳ないところですが、新規ではなく認めない方向で訂正させていただければなと考えておりますが、いかがでしょうか。

小木曾会長　　という訂正の案が出てきましたが。これに対してどう。

犀川委員　　私は緑をやっぱり少しでも多くしようという、そういう考えを僕は同じなんですけども、ブロック塀については、やっぱりこれは、この委員会としては認めるべきではないんじゃないかなと思います。

小木曾会長　　ありがとうございます。

今の市の訂正の案がありましたけど、それも踏まえて、これは解除、継続しないという前提で、今、全部についてほかに議論はありますか。いいですか。

小谷委員　　すみません、小谷ですが。

やっぱり、今このぐらいの過去の経緯だとかいろいろな話を今初めて聞くようなところがあって、現地も見てないで判断することは私はちょっと難しいかな。できれば何か別途もう一度場を設けたときに結論を取

るほうがいいかなとは思いますが、そういうことはできないんじゃないかな。

というのが私の意見です。

犀川委員       ブロック塀があって、0.4メートル以下の要件なのに、高さが1.8もあつたら、それだけでもまずい。

小谷委員       だからブロック塀の状態が本当に今でもそうだったらばそうなんでしょうけれども、それが全く状況が分からないで、それを前提だということで決めてしまってもいいのでしょうか。

犀川委員       でも、あの写真を出してきて、人の背より高いブロック塀になっていたでしょう。

環境部長       ですよね。要件に0.4メートル以下というのがあり、1.8メートルと、先ほど調査事業者の方が一緒に写っている写真を見たら、それよりも高かったわけだから、ここをそもそもこの今回の資料の中で新規として入れたこと自体が事務局の誤りだったので、大変申し訳ないんですけど、ここについては新規として取り扱わないということをお願いしたいと思います。

以上です。

小木曾会長     よろしいですか。

事務局から訂正の話がございました。

ということで、ではこれについて確認したいんですが、特に問題なければ挙手をお願いいたします。

( 賛成多数挙手 )

小木曾会長     賛成多数なので、今の訂正を踏まえて審議どおりとなりました。よろしく申し上げます。

新しい、また生け垣をぜひ頑張つてつくってほしいですね。ありがとうございます。

よろしいですか。

では、諮問のありました、6年度保全緑地の指定につきましては諮問書のとおり市長に答申することといたします。先ほどの訂正した上で答申となります。

それでは、続きまして、議事の令和5年度みどりの基本計画実施計画につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

緑と公園係主任（井上） それでは資料5に関して説明させていただきます。

小金井市みどりの基本計画実施計画、資料5を御用意ください。今、前面スライドにも出ておりますが、お手元の紙資料のほうが大きくて見やすいかとは思いますが。

実施計画につきましては、令和2年度に作成しましたみどりの基本計画に記載のある取組に対して、市の各部署において具体的な事業等を実施し、各取組について改善を図りながら継続的に取り組むため、今回、令和5年度の評価、実施内容、改善事項、今後の課題等についてまとめたものです。

実施計画の進行管理につきましては、毎年1回各課への照会をした上で、その結果をこちらの緑地保全対策審議会で確認いただき、委員の皆様からいただきました御意見を今後の取組へ反映することとしており、一昨年度初めて本審議会にて御意見いただいて、今年度は3年目となります。

資料5につきましては、上段の左から見方を簡単に御説明させていただきます。改めて説明いたしますと、みどりの基本計画の記載内容に該当する具体的な事業、各担当課の取組状況・評価及び実施効果・改善事項・今後の取組をまとめたものです。

これは、取組状況・評価・実施効果について、各事業実施の担当課が記載して、自己評価しているものです。それを環境政策課にて集約し確認しております。

計画通り実施できた、計画通りの評価であった、実施効果があったというものにつきましてB評価としておりまして、「B」という表記が多くなっております。

この数ある取組の中で、特に計画以上の実施、計画以上の効果があったというものを一つ例にして、この表について説明させていただきたいと思っております。

具体例でいきますと、ナンバー17、こちらがA評価になっておりまして、内容が「玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る」という取組として実施されたものです。具体的には小金井桜名勝指定100周年記念事業に係る取組で、令和5年度に計画検討と周知の啓発が推進されました。実際に6年度、その100周年であって、環境政策課として



も部署の枠を越えて、環境賞の応募作品のテーマを「桜」として、先日25日日曜日に表彰式、授与式も実施いたしました。

また、現在この5年度の取組のつながりとしまして、整備工事を行う公園のトイレにその絵画を壁面にデザインするという計画もございます。みどりの基本計画の具体的な1つの取組が市役所の部署の垣根を越えて、年度もまたいで広がっていくという状況を、具体例を挙げて御説明させていただきました。

続きまして、資料6を御用意ください。こちらは、みどりの基本計画の施策の実施による効果を図るため、目標値及び指標につきましてまとめたものです。令和元年度の調査結果を基準としていますが、保全緑地の要件緩和の効果もあり、比較的順調に推移していることが確認できます。引き続き、緑地保全及び緑化推進を推進してまいりたいと思っております。

説明は以上です。

小木曾会長

ありがとうございます。

それでは、資料5について、まず審議したいと思います。

5ページありまして、まず、1ページ目ですが、皆さん、細かい字ですけど、読んでいただいているという前提で、1番から12番までですけど、何か質問とか意見がある方は挙手をお願いいたします。これは「みどりを守る」というところからあります、各項目です。「崖線の斜面」から「活用して農地を守る」までありまして、農地のことが割と出ています。

何か所かCがあって、評価もC、実施効果もCというのもあります。

特にないですか。

よろしければ、次行きますけど。では、次行きます。

では次、2ページ目です。ここは、農地を守るから、多摩川上水の話、桜並木とかそれから沿線道路の景観の話とか、利用者の少ない小公園の話とか幾つかありまして、あと、公園機能を充実・更新させろとあります。

では、何も意見出ないので、私から一ついいですか。

この中の15ですけども、桜並木を東京都などと連携して守るところで、桜並木の保全の話があって、ヤマザクラを11本補植しま

したと。それから小金井桜の会の3者と連携を強化しましたということでAの評価になっていて、実施効果もここではBなんですけれども、これだけのことをしたら、計画以上の効果が上がったというのも考えられますが、特にどうでしょうか。そこまでではないということですか。

犀川委員 質問があります。

小木曾会長 はい、どうぞ。

犀川委員 ちょうど今その会長さんがおっしゃった。

小木曾会長 15番。

犀川委員 Aがついているところに「生徒の接ぎ木した苗木を初めて植樹した」とありますけれど、生徒が接ぎ木したのか、あるいは接ぎ木した苗木を生徒が植えたのか。どっちなんだろう、これは。桜の接ぎ木なんて結構難しいですよ。

このままだと生徒が接ぎ木をして、それで育てた苗木を植えたということになってAがついているような気がするんですけど。

それがそうだと、事実だとすると相当腕前がいい人、いい生徒さんです。

小木曾会長 どうでしょうか。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。こちら、各課に今年度の進捗状況をお聞きして、回答をいただいております。その実施内容としまして、都立農業高校と名勝小金井桜の会と連携をして事業を一緒に行ったとありまして。実際に。

犀川委員 じゃあこれ生徒がやったんだ。

緑と公園係主任（井上） はい。ただ、生徒が単独でということではなくて、連携をして一緒に行った事業と聞いております。

犀川委員 私、趣味で接ぎ木をやってほとんどうまくいかないです。

小木曾会長 その後、これが活着したかどうか、ちょっと分からないですね。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。毎年このみどりの基本計画の調査というのをさせていただいているので、来年これに関して接ぎがどうだったかというのを確認してみたいと思います。

小木曾会長 書いてありますものね、ここの取組のところに。引き続き、枯死に伴う植え替えを進めると。継続していくということですね。私はAでもいかなと思っていまして。市自らAをつけるのはおこがましいのかもしれない

れませんけれど、1つや2つAでもいいんじゃないかと思います。

1つ提案したいと思います。

ほかにございますでしょうか。いいですか。

では今度は3ページに行きます。

ここでは、緑をつくるということで、事業者の市民とともに公園管理を行うとか幾つかありまして。学校の緑をつくるとか、そういうの、公共施設の緑の話も出ています。Aとなっているのが、このビオトープの話です。ビオトープ、学校ビオトープ、これ、それから国分寺崖線、野川、玉川上水など、みどりを学校教育に活用しますということで、環境教育指導資料で示された内容に従った指導を行いますということで、環境教育を重要な教育課題の1つと考えていて実施されているということで、このハチドリプロジェクトというのは、どういうプロジェクトになりますか。

緑と公園係主任（井上） 事務局の井上です。

ハチドリプロジェクトというのが、教育委員会が推奨しているプロジェクトの一つでございまして、ハチドリの一滴といわれる森が火事になったときにハチドリが一滴一滴でも水を垂らすことでその1滴が、小さな1滴が広がっていけばという思いから名づけられたプロジェクトと聞いております。

そちらが市の教育委員会と進めている環境教育の一つと聞いております。

小木曾会長 分かりました。おしゃれな名前がいいですね、これ。

小谷委員 すみません、多分、表現としては一滴ではなくて「ひとしずく」だと。

緑と公園係主任（井上） はい、「ひとしずく」です。訂正ありがとうございます。

小谷委員 知っている方が頑張っておりますので。

小木曾会長 そうですか。ありがとうございます。

緑と公園係主任（井上） 失礼いたしました。ありがとうございます。

小木曾会長 フォローをありがとうございます。

小木曾会長 3ページ、よろしいですか。

では、4ページに行きます。

こちらは公共施設の緑の話から住宅の緑になって、市街地や商業施設、それから道路ですね。都市計画道路とか、それから緑に親しむ機会を増

やすというところになっていまして。

ちょっとCがついているのが、隣接する公園施設の公的施設の緑化を推進していくというところで、公的施設の新たな緑化に至ってないということで対象となる施設がなかったということで、Cになっちゃっています。ないものはできないので、これはやむを得ないのかなと思います。

今の46番ですか。

亀山委員 すみません、亀山ですが。

小木曾会長 どうぞ。

亀山委員 都道なのか市道なのかがちょっと区別がつかないので分からないんですが、東小金井の駅の向こう側は、北になるんですか。そこをずっと真っすぐ行くと、新しく向こう側に公園が一つあって、こちら側のところをずっと歩いていくと木が何もありません。何も木のない道路が、案外小金井は多いなと感じるんです。特に今年暑かったせいか、木があると日影があるので、ないかなと思うと全くあの辺なくて。あれは都道ですかね。

小木曾会長 街路樹の話ですか。街路樹はないかも。多分、幅員の話じゃないかなと思うんですが。

亀山委員 東小金井駅の駅があるんです。C o C oバスがとまっている。あそこから、どっちに行くのかな。梶野町の方面に行くんですか、大きなJRの跡地があったところ、今、何だか開発しているところがあるんですが。新しく病院のような建物があつたりとかする、その道です。梶野町公園のような名称がついていた公園があつたと思う。その道沿いというところにここには緑が、公園があつたんですけど、その道は全然何も木が植わってなくて、空き地と何か閑散としているなという思いが。

尾路委員 尾路です。近くなんですけど。

小木曾会長 どうぞ、お願いします。フォローをお願いします。

尾路委員 私が聞いている話だと、これから。

亀山委員 これからつくる。

尾路委員 はい、まだ、今計画途中というか、まちづくりの今、打合せをやっている最中。

亀山委員 そうなんですね、よかった。

尾路委員 まだ多分これからなんじゃないかと私は思っているんですけど、すみ

ません、違ったら申し訳ないです。

亀山委員 いえ。

尾路委員 多分これからだと思う。

亀山委員 何だかあるといいなと思いました。

尾路委員 そうですね。そういった樹木の選定をやる会議をやるみたいです。

亀山委員 そうなんですね。では、楽しみにしております。

小木曾会長 というところで終わらせてしまっていいですか、この話。

では、4ページ終わりました、ちょっと私からですけど、この一番下のところの51番ですが、身近なみどりフォトコンテストってありますね。これで生け垣とか庭の写真を募集して、市長賞とかが決定して実施されていると思います。私も見たことあるんですけど、この生け垣が、この保存生け垣と連動していますか。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。

小木曾会長 どうぞ。

緑と公園係主任（井上） つい先日その授賞式ございまして、生け垣の部の受賞者の方と私今も連絡を取っております、生け垣の申請をされたいということで、制度の御説明も含めてお顔も合わせてお話をつないでおります。

たまたま、令和6年度の申請には間に合わなかったということだったので、次の御申請、先日もちょうどその方と御連絡させていただいております。以上です。

小木曾会長 いいですね。そういうふうにつながっていくといいですね。

緑と公園係主任（井上） はい。

小木曾会長 何かいいのを見つけたら、これ、写真撮って出されるといいんじゃないですかというのは、いろいろやっぱり賞をもらうといいですよ。何とか賞受賞生け垣とか看板つけて、いいんじゃないかなと思いますけど。では4ページを終わります。

最後の5ページです。ここは、緑に関する情報発信とかです。最後にボランティア活動の話が出てきています。実際ボランティア活動も、委員の方でされている方もいらっしゃると思います。

尾路委員 ちょっと質問なんですが、尾路です。

小木曾会長 はい、どうぞ。

尾路委員 環境美化サポーターと、あと剪定サークル、剪定の方って御一緒です

か、別ですか。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。

小木曾会長 お願いします。

緑と公園係主任（井上） 環境美化サポーターというボランティア活動で登録をされている方の大きなカテゴリーがあって、その中にみどり剪定サークルもいらっしゃいますし、花壇ボランティアもいらっしゃいます。

尾路委員 剪定サークルと環境美化サポーターが一緒なのかなと思ったんですけど、中に入っているということ。

緑と公園係主任（井上） ボランティア活動されている大きい枠の中で、さらに市に登録をして、環境美化サポーターとしてされている方が多くいらっしゃいます。その一つの団体がみどり剪定サークルさんです。

尾路委員 その中に花壇を植えるボランティアさんもいれば、例えばそのごみ拾いとかをされるような。

緑と公園係主任（井上） はい。いらっしゃいます。環境美化サポーターさんの中でも花壇のことをメインでされたいですとって御登録される方もいらっしゃいますし、ごみ拾いをしたいですとって御登録いただいている方々もいらっしゃいます。

尾路委員 全部で3つ大きく分かれるんですか。

緑と公園係主任（井上） 種別を決めてはいませんが、活動内容で大きく3つぐらいにはなります。

尾路委員 何か剪定サークルさんはとてもお忙しいって伺うんですけど、公園多いので、なかなか順番が回ってこないという話を聞くので、その剪定サークルの方が増えるといいなって思うので。何かそういった取組、具体的な取組を何かされていていらっしゃるのでしょうか。講習会とかされていきましたよね、たしか。今やっていたらっしゃらないですか。剪定の講習会。

笠原委員 私、剪定サークルの笠原というんですけど。

庭木剪定入門という講座が緑分館の主催で最初はやりまして、途中からはサークルの自主的な講座として、毎年、年1回やっている。

尾路委員 市がというよりは、サークルさんが自主的になさっていて、人ってだんだん増えていったりしているんですか。

笠原委員 そうですね。毎年四、五人ずつ入ってきますけれども、やはり創立してもう20周年を超えていますので、だんだん退職ではなくてやめてい

く方も増えていって、今、40名程度です。

尾路委員　　すごく活躍されていらっしゃるって、お忙しいかと思うんですけど。

笠原委員　　いや、月2回。

尾路委員　　そうですね。大きな木は難しくても灌木みたいなのは、例えばそういった人が増えてくださると、各公園もとてもいいかなと思うので、市のほうでも剪定サークルさんを増やすような取組をしていただけたらいいなという、ちょっと意見でございます。

小木曾会長　　ということですが、ありがとうございます。

小谷委員　　今のに関連しますが、小谷ですが。

小木曾会長　　どうぞ。

小谷委員　　今年度から指定管理者さんが入られて、公園などの管理もされるとあって、私、環境市民会議の推薦枠でここ出させていただいているので、先週末環境市民会議の中で意見交換の場を持って何かないだろうかといったところです。まさに今おっしゃったその剪定サークルさん、美化サポーターさんいらっしゃるし、また新たに指定管理者さんが入って、何かいろいろな提案事業などもなさってこられてきているんじゃないかなと思っています。

既に講習会をなさっていらっしゃるところに、さらにどううまく加わるというのか分からないんですけど、何かもう少し今高齢化でというところがあるので、新たな方々を掘り起こしたり、加わっていただきたりするような公園だとか環境楽習館を含めて全体で何か管理をいろいろな樹木の管理だとか剪定についても講習をするような場とか、何か裾野を広げるようなフォーラムというんですか。何かそういうような企画はできていくといいのかな。

要するに、良好な関係づくりができるといいなという意見があったりもしましたのでお知らせするとともに、私もそれはいいなと思いますので、ここで意見として出させていただきます。

小木曾会長　　ありがとうございます。何か今の全体の話で、何か市のほうでアピールすることはありますか。

緑と公園係主任（井上）　　せっかくなので、お時間が押しているので少しだけ失礼します。

昨年中、私、みどり剪定サークルのことを窓口や電話などで聞かれる

ことが何度かございました。具体的には小学校の先生から剪定されている団体があれば、そういった方々の活動を知りたいとのことで御説明を申し上げたり、あとはもしよければそういった方々につないでいただいでお話を直接聞ける機会がほしいですということの間に入ったり、代表の方に御連絡をして、橋渡しをする機会もございました。具体的な何々イベントということではないですけども橋渡しになるようなことは、最近ニーズがあるなと思っております。魅力をもっとアピールできるようなものを考えていきたいと思っています。

以上です。

小木曾会長      ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

犀川委員      犀川ですけれども、やっぱり今40人ぐらいおられると言いましたけれども、そういう剪定スタッフがいいなと小金井市民の人に思わせる一つの方法だと思うのですが、私が考えるのは、剪定サークルに入ると、小金井市か何か補助金を出して、格好いいユニホームを着せるのです、格好いいのを。そういう人がユニホームを着て剪定なんかをやると、スタッフに加わってみたいなんていうふうなやましい心から人が入って何かするんじゃないか、どうですか、それ。

小谷委員      今は市から、ビブス。ビブスってここだけのものがありますよね。ベストみたいな。

犀川委員      格好いいのを何かデザインしてもらって、格好いいの、やるといいと思うのですが、赤穂浪士のちょっと討ち入りみたいな格好をしてやったら、この義士になりたいなという人がいるかもしれない。

小谷委員      私は、道路管理課の美化サポーターをやったことがあるのです。これ、全然デザインが違いますね。道路をやるから本当に道路工事の緑色のすごく目立つ蛍光色だったりするのですが、すみません、それは余計な話です。今の話で関連して言いましたが、小谷ですが、多分それ、ビブスをつけていると私がやっていたのは、道路沿い、公道のほうですが、落ち葉掃きをしていると、「ご苦労さまです」と声をかけてくれる通りがかりの人がいたり、瞬間的に手伝ってくれる人もいたりという効果はあったのかなというふうには思っております。

犀川委員      もうちょっと格好いいのがいいんじゃない。若者が入ってくるような。



笠原委員       あとは旗が、のぼりじゃない旗が、活動中の公園の入り口に立つのです。ですから、歩いていくと、ボランティア活動中の人がいるなということが分かります。

亀山委員       亀山です。活動報告を今お聞きしたら年間決まっているということなので、それをホームページに上げたりとか、今度その公園で活動しますということを近所の方にアピールしたりとか、そういうのはなさるのですか。そうしたらちょっと自分も手伝いに行こうかなとか、そういうの。

犀川委員       今のあれで、だから、月2回やるというのをおっしゃっていましたがけれども、2回やる場所をあっちこっちにするんですよ。今回、何月何日はどこどこをやるというって、そこで何というかその講習会を兼ねて、基本はそこできれいになっちゃうというのをやったらいいんじゃないですか。あっちの公園、こっちの公園、みんなきれいになっちゃう。

亀山委員       そこをやっていらっしゃるのをみんなが知らないというのがあって。

笠原委員       活動は、1日で2時間です。場合によってはですが、一つの公園で大きければ1つの公園、小さければ2つ、3つの公園はやります。指導者もそれなりにはいるのですが、新しい人などの指導があります。協力してもらってやるというって、はさみ等の道具を使う剪定で、他にも、切った枝木を袋へ入れるという作業もあるのですけれども、それもはさみで切って入れていくわけです。そうすると、けがをすることもあります。われわれボランティアについては、市のほうからボランティアの保険に入っているんで、何か活動中にそういうけがとかがあれば、それで補償していただけるということになります。しかし、ほかのサークル以外の人が来てやった場合に、そういうことは補償されません。

小木曾会長     イベントの保険みたいなものもありますけれども。

笠原委員       それが行事保険で、1日ごとにできますけれども。

小木曾会長     費用もかかりますよね。ありがとうございます。

61番にボランティア活動に取り組むということで、若い世代のボランティア登録を促進しますとありますね。ちょっとほかのところでもこの話になって、私ども、ほかの自治体でちょっとやっていなかったんで、これはだんだん若い人もいなくなって、高齢者が抜けていってしまって困っていますと。あるところでは結構うまくいっている。ちょっと私が話したのは、皆、ボランティア組織ごとにばらばらなので、1回そうい

う、うまくいっているところに話を聞いたりして、こんな方法があるということちょっと頭に入れてやるとうまくいったりもするので、何かこういうボランティアの話は結構微妙なのですけれども、これはいろいろな課が絡んでいると思いますが、この61番というのは、どちらの課が主体ですか。

緑と公園係主任（井上） 事務局井上です。61番の取組、こちら、環境政策課緑と公園係、私どもが担当課でございます。

今おっしゃったようなボランティア団体様方のつながりをということで、継続して親睦会、情報交換会として行っております。もちろんボランティア活動される方の中でも、そういったのにあまり出るのが得意でないという方もいらっしゃるのですが、もちろん任意で出られたい方だけでという御案内を皆様にして、その中で全部ではないですけども、幾つかの団体の方と集まったり話したりという親睦会も継続して行っております。

その中で、今度どここの公園でイベント、花植えイベントをすることでよかったらいらしてくださいとか、よかったらほかのところでもお手伝いに来てくださいという御案内もしていますし、年に1回バスを市で用意をしまして、先進的な取組の公園に行ったり、ボランティア養成講座というのも企画したりしております。令和5年度は、梶野公園で、土づくり講座や花植え講座をいたしました。今年も企画中でございますが、話が長くなりそうなので、このあたりで失礼いたします。

小木曾会長 とてもたくさんやっているのがよく分かりました。皆様もあまり知らないですし、できるだけ連携することが大事だと思うので、ちょっとしたヒントでうまくいったりするので、継続してほしいと思います。

それでは、これについては尽きたところで、私からの提案は、15番の実施効果をAにしていいのではないかと思います。それについては、異論があったりはしますか。15番のみどりを守るところで、市の評価もAですし、実施効果は、これはAでいいのではないかなと思います。では、いいと思う人、手を挙げてください。

（ 賛成者挙手 ）

小木曾会長 では、賛成多数ということでございます。全体はその他、この提案通りでいいですか。それについて、どうぞ。

田中委員 先ほど先生のほうから、委員長のほうからも、5番のところの市の評価のところ、市民団体の活動が活動休止中のためにちょっと至らなかったというところがあるのですけれども、今後の取組というところで、やはり巨木化した樹木が一部枯れているためとかということもございませので、これにつきましては、何らかその取組を前向きに進めるようなことを検討いただければと思います。

小木曾会長 引き続き協議をするということですか。ここにも高齢化により活動が年々縮小しているというのがあります。

田中委員 結構あそこは上がるのが大変ですよ。なかなか崖線のほうなので、ボランティアも入るのも難しいところかと思いますが。

小木曾会長 そうですね。継続して検討ということで。

では、全体について挙手をお願いいたします。これで問題ないという人は手を挙げてください。

( 賛成者挙手 )

小木曾会長 全員一致ということで、よろしくをお願いします。

では、次、6番です。資料の6です。目標値の実績ですけれども、こういう資料が欲しいという方が以前いて、記載してくれています。緑被率とみどりの質の向上、満足度に関しましては、令和7年に調査をして、出すということです。しょっちゅうはできませんのでこうなっています。

この実績の表について、特に問題ないでしょうか。御意見ございますか。

小谷委員 小谷ですが、緑被率というのは定量的なものですけれども、調査されている満足度の調べ方というのがどうなのかというのが、把握し切れないので、どんな満足度の捉え方をするのか、情報提供いただければと存じます。それから、来年度、7年度に新たに出される、むしろそちらのほうに今回発言したいなと思うのですが、みどりの質というのは、みどりの基本計画に資料にも書かれているのですが、満足度といったところでいくと、どういう指標を取っていくのかという議論ですとか、そういったものを今後こういった場、あるいは別の機会でもいただけていただけると、ありがたいなというふうに思っております。

小木曾会長 これ、実際には、みどりの基本計画をつくったときに、そのときは数字を出していますので、ある程度、お答えできると思います。市のほう、

いかがでしょうか。

緑と公園係長 事務局の小林です。みどりの実態調査報告書を配付させていただいておりますが、107ページにみどりの質の満足度についての調査結果を掲載させていただいております。単純に小金井市のみどりの質の満足度をお聞かせくださいというような設問で答えていただいているということになりました。

小谷委員 だとすると、ちょっと、大きくしすぎた数値かなというふうに思えてしまいますので、これはまさにその質の話をするということであるとすれば、もう少し何か、みどりの質の項目なり、あるいはエリアなり、そういうシチュエーションとかも情報を提示したりしながら、意見を吸い上げるとかそういうようなやり方をしないと、これだと、質というよりも、みどりに満足していますか、ぐらいなところになってしまうから、ちょっと言い方が申し訳ないのですけれども、だからそこは質という言葉が最近、みどりの基本計画とかで出てきているからこそ、そういった質とはどんなのだろうというのをみんなが考えるきっかけになるような形に持っていくといいのかなというふうに思います。

小木曾会長 ありがとうございます。後ろのほうには、サポーター会議のですとか、保存生け垣とか、125ページとかにそういう実際にはあって、みどりの基本計画の目標値としては、この数字が前提で評価するというものになっているのですけれども、ということですか。

では、ほかにありますでしょうか。どうぞ。

亀山委員 今のよく分からなかったのですけれども、みどりの質というところで、小谷さんがおっしゃっていたところ、何を捉えて質と捉えるのかというところで、緑が多いからとか木の種類なのか、どんなふうな緑の種類なのか、きっとこれは、アンケートを答えたときに項目が多分あったのだろうと思うのですけれども、質の捉え方というところがお聞きしていてちょっとよく分かりません。

緑と公園係長 事務局の小林です。みどりの基本計画も置かせていただいておりますが、これから樹木管理のガイドラインにも出てくる話になるのですが、9ページのところに、住宅都市にふさわしい質の高いみどりとはということで、やはり危険なものがないような環境ですとか、生い茂っているような状況というのは住宅都市にふさわしくないのではないかとこの

とで住宅街と融合するような手入れをしていくとか。あとは、適度に日が入るような樹木の間隔を保つような剪定を行うとか、そういったところがこの令和2年度に策定したみどりの基本計画の中では、議論させていただいて、質についてこういう形でまとめさせていただいております。

亀山委員　これを基本にみどりの質とはこういうことだというふうに読み取って  
いけばいいということですね。

緑と公園係長　はい。

小木曾会長　14ページですか。

緑と公園係長　9ページです。

小木曾会長　実際には満足度が14ページに書いてあって令和12年度には80%  
になるよう考えていますということですね。そういう計画を立てたとい  
うことですね。

小谷委員　小谷です。もう少し掘り下げた意見を話させていただくとしますと、  
多分ここで定義しているのがこれだということでは、理解しています。  
みどりの基本計画で、ここで描かれている項目というのは、どちらかとい  
うと多分、みどりとしての適切な管理、管理のウエートが高いのかな  
というふうに思います。一方でこのみどりの質の満足度、満足度という  
ことと管理の適正度という言葉が、少しイコールになりづらいところが  
あって、満足度というと、さらにこれに多分もしかしたら、歴史的な名  
木だとか、あとは景観的な充足性だとか、あるいは、ここには描かれて  
いるのではないのかなと思ったのですけれども、多分、生物の多様性とい  
うことで、身近なコリドーとして、緑がうまく連続してつながっている  
かとか、そういったものも含めて、みどりの質の満足度というのとか、  
充実しているな、小金井らしいというようなところを思い描いてくると  
ころがあります。来年度調査するのが、多分基本的にはこの同じ項目を  
ベースに調査をする必要性はあると思いつつも、できることなら、より  
質の高い、質の高いというところがまだ皆さん、目線が一致してないの  
だと思うのですけれども、今言ったような、歴史的な個々の緑のいわれ  
だとか、あるいはどうやって守ってきたかとか、あるいは生態系的にど  
うかとか、そういったものも加味して、何かみどりの質を語るようなこ  
とができるといいのではないかなというふうに思っております。

その基準を一気につくるのは大変だとは思うのですけれども、そうい

う議論は重ねていく必要があるのかなと思います。そこの中でいくと、実は、先ほど農地の話もしましたけれども、農地も、都市緑地法の中では緑の類型の中に入りました。先ほど面的なつながりが、ある・ないといったところも言われましたけれども、先ほどの条文を見ると、後で質問しますけれども、何か土地と言ったところでのつながりという……、とにかく小金井らしいという言葉、冠をつけるとすると、そういうもつと重層的な項目なりを加味した上での満足度というのを考えていきたいなというふうに思います。

小木曾会長　　今のは御意見として伺っていただければいいですか。

小谷委員　　はい。来年度の調査のときに向けて、どのように対応していこうかということ、お答えはいただきたいと思います。

小木曾会長　　御意見ありがとうございます。他にはよろしいですか。何かありますか。

なかなか実際、一般市民の方に聞くときに、どこまで理解してもらって答えてもらうかというのもあるので、そのレベル差があるので、非常にその質問というのは、あまり難しく聞くとうまくいかないという気がします。だからまず、この基本計画を立てたものをまず1回検証しなくてはいけないですので、それについての質問はする上で、もうちょっと細かくやるかどうかは、別のプラスアルファの部分だと思います。私的にはそう思います。

小谷委員　　すみません。また、返す言葉ですみませんが、ちょっとみどりの質という言葉で問うてしまっているのも、そこはやっぱり質というものが、もう少し、おっしゃることも当然分かりますけれども、難しくしすぎないということであるのですが、何か、ただ半歩でも掘り下げた表現とか質問の仕方、情報提供が必要ではないかなというところですか。

小木曾会長　　御意見として伺っておきます。

では、松嶋さん。

松嶋委員　　松嶋です。農地の話も出たところで、みどりの質というのが、農業委員会とかでもいろいろちょっと話し合われるところで、講習なんかもあったのですが、小金井は樹木の農家さんがすごく多くて、そういう方たちがいろいろ教えていただいているので、こういうときにみどりの質というときに、やっぱり農家さんを活用していただくという言い方

はあれなんですけれども、樹木協会のお知恵をいただくとか、また、農地を見回りしていると、樹木を植えてある農家さんの樹木がなかなか売れないと、それで大きくなってしまって、結局、更地にして売ってしまわれる方も最近多くて。そういうところで、小金井の農家さんの樹木を何か活用して緑地形成するみたいなことがいつもできないのかなというふうに、常々、私個人の意見で、まだ深くは知らないのですけれども、小金井の農家さんの緑地をちょっと活用するようにできる何かがあればいいなと。

というのは、細かく言えば、私も家を建てたときに、庭の植栽をどうするかといったときに、おうちを建てる業者さんから紹介されたのが、練馬の植木業者さんだったのです。そんな疑問もないので、そちらのほうから購入したのですが、後から考えたら、小金井の方から購入させていただいたらよかったなとすごく思うのです。結局、それというのは、家を建て終わった後にしか、小金井に住んでみてからしか気がつけない視点だったのですけれども、何か家を建てる時、例えば、植木を植え替えるなど、それこそ生け垣をつくる、または、こういうみどりの質を高めるというときに、そういう小金井の農家さんと連携して、何か活用していただく。それがまた、小金井の樹木の農地を守ることにつながるのではないかなと常々思っていて、今ここでこの意見を言うことがふさわしいかどうか分からないのですが、質の話が出たときに、小金井のみどりの質ということに農家さんがすごく真摯に向き合っているということをおもっていますので、そういうこともあったよなという意見です。まとまらなくて、すみません。

小木曾会長 御意見ありがとうございます。例えば、開発事業なんかをするときに、地場の生産された緑を使ってほしいとか、そういう話というのはされていますか。

亀山委員 東小金井の樹木を植えるのは、小金井の木、生産者さんが使うのかね。

小木曾会長 東小金井。

亀山委員 今まさに、それを検討なさっているのですよね。

尾路委員 小金井市の植木組合さんというのが小金井にありますし、そこから買うかどうかまでは私はちょっと存じ上げませんが、例えば、農協

さんで無償配布を市民の方にされるときに、小金井市の植木農家さんから提供を受けたりするというのを聞いております。やっぺららっしゃると思うのですが、市主導でやっているかどうか分からないのですが、そういった取組は多分、植木組合さんがなさっていると。

小木曾会長 最初に御説明された、農地を農地、要は農地が植木畑ですか、が、そのまま緑地として市が買い取れないものか、そういう話ですか。

松嶋委員 買い取れないかというか、やっぱりどんだん木を活用していかないと、どんだんその木が大きくなって、結局は売り物にもならないので、農家さんとしては、それを伐採するしかないみたいな形にもなるので、それがやっぱり活用できていれば、また新しい樹木を仕入れて農家さんが育ててというような循環できるのに、なかなか小金井はもう樹木が売れないんだというふうに言う農家さんがすごく多くて、農地を転用される方が結構いらっしゃるので、その辺、何か活用する道がないのかなというふうに思っていたので、その質ということも含めて考えれば、そういうふうな循環、小金井市内の中で、地場の樹木を循環できる取組があるといいなと思っているところです。

小木曾会長 ありがとうございます。御意見として。何かほかにありますか。

緑と公園係長 環境部長が4時から都合で退席になるので、すみません。

小木曾会長 予定の時間は4時なので。部長、ありがとうございます。

今後の課題として、いただいておりますということにしましょう。

どうぞ。

犀川委員 さっきの亀山さんだったかな、東小金井の話をしていました。道路に木が植わっていないという話がありました。今、小金井のみどりの質、今、みどりの質について話をしているのですけれども、そういうふうな街路樹がないなんていうのは、やっぱり質がよくない一つですよ。私、もう大分前から気がついているのですが、学芸大にずっといたのですけれども、学芸大学の東門辺りに今、例えば、けやき通りなんてあるのです。名前、けやき通り。それから、最初あったのですけれども、ナンジャモンジャ通り。今行くと、最初あったんです、ナンジャモンジャの木が、ヒトツバタゴの木が植わっていたのです。ぱーっと枯れちゃって、もうほったらかしになっている。けやき通りなんて真っすぐじゃなくて、こういって、ああ行って、みんなけやき通りなの。どこに行ったってケ



ヤキなんてのは1本もないし、大きくなる木だものね。

ああいったふうなことも、小金井は緑の市な気がするけれども、街路樹がお粗末じゃあ中身もお粗末だろうというふうに思うと思う。公園じゃなくて、むしろ、ほかの市の人が見て、小金井は緑豊かな市かどうかというのは、駅前がちゃんと木が植わっていて、除草がされているかどうか、そういったところだと思うのです。私がちょっと勉強不足で、細かく見てちゃんとどこかには書いてあるのかもしれないけれども、やっぱり今までの、そういったふうな街路樹の整備とか保存とか、そういうのをされているかどうか。

今、新たにつくるというのは分かりましたけれども、今までもそうされていて、特に何とか通り、木の名前がついている通りが多いのですよね。だけど、そんな木が全然ないなんていうのはきっとたくさんあると思うのです。それを復活させるのもいいし、もし違うとしたら名前を変えないと、けやき通りなんて、ケヤキが1本もないなんておかしいじゃないですかね。

亀山委員

私も小金井に来たときに、緑と水というのがすごくテーマとして、小金井の町がこういう街ですよというふうなスローガンがあるのですが、どうしても小金井公園と野川と、私たちの都のものですよね、あれは。小金井市としてのものというのが、どこの緑を小金井市のものとするのかというのを、ちょっと不思議に思ったときがあって。いろいろな道路を通るときに、本当に他市を思うと、ケヤキのトンネルがあったりとか、同じような立地でも、本当に豊かな緑があるところがあったときに、小金井は本当に道路が多いのです。子どもたちが遊ぶようには危ないような感じのところが多くて、緑豊かなというのは、小金井市の道路とか街の中に、どこまであるのだろうかというのは、前々からちょっと思っていたのですけれども、だから、そこを本当に豊かになるといいなと。公園も大事ですし。

犀川委員

道路沿いの街路樹なんか、大きくなってはいけないから木をちゃんと選んで、そこに住んでいる人が中心になって、それを維持管理するようなシステムをつくって、どこに行っても、緑豊かだとなったら、これ、小金井のみどりは質が高いと言えますよね。

亀山委員

道路沿いの木が終わったときに、落ち葉とか、いろいろなことが住民

にとっては迷惑になったりするるので、それでどんどんなくなっていくのだなとか。自分自身もそういったことをもっと木を大切にして、落ち葉が落ちてでもいいなというふうに思えるようになればいいのですけれども、道路にたまるとか落ち葉の処理が大変だとかというので、では、ないほうがいいのだろうと、落ちない木がいいだろうとかになっていってしまっただけで今の状態なんだろうなど。自分自身もちょっと反省しなくてはいけないなとは思っているのですけれども、木がまた復活するといいなとは思っています。

小木曾会長　ありがとうございます。ちょっともう時間も押しているのですが、御意見はこのぐらいとしまして、その辺の話もこのみどりの基本計画の中に結構しっかり書いてあって、街路樹をどういうふうにしていくのかとか、あります。一度しっかりまた読んでいただいて、どういうふうにこの計画があるのかということをよく理解してもらって、いろいろ御発言をいただくとより深まってくると思います。非常に難しいですね、簡単に語れるようで、ない。決めていくのは難しいということなので、いろいろ皆さん、ありがとうございます。

では、この資料6についてですが、特に異論はないでしょうか。

問題なければ、次に行きたいと思います。では、資料7です。

緑と公園係主任（関口）　事務局の関口です。

それでは、資料7番、小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について、説明させていただきます。申し訳ございません。資料の送付が直前となりまして、皆様にご迷惑をおかけしまして、本当に申し訳ございませんでした。

資料の説明をさせていただくのですが、昨年からは皆様にはガイドラインの策定に携わっていただきまして、昨年度1年間かけまして、1番の策定の趣旨から、大きく6番の公園のみどりに求められる機能については、昨年度、皆様方にも1度御確認をいただいているところでございます。

今年度につきましては、資料の10ページからになります。7番、市立公園等の樹木の目指すべき姿から説明させていただければと思います。

(1)番、住宅都市にふさわしい質の高い樹木についてでございます。狭い土地の樹木や、公園、道路など、常に人が利用する場所の樹木は、

大きくなり過ぎたり、過度に干渉し合っていたり、弱っている場合には、樹木の健全性の確保や人の安全性の確保の両面から、樹木を間引く・再生するなどの措置が必要であり、住宅都市である本市においては、市民の安全な暮らしを守るために、まちなかの樹木をこまめに剪定・伐採する、適切な維持管理を行い、景観などに配慮したみどりの質を向上させることが必要となります。

続きまして、11ページ、(2)住宅都市における公園樹木のあるべき姿についてです。住宅都市にある公園の樹木のあるべき姿として、①快適な景観の提供、②コミュニティの活性化、③防災機能などが挙げられます。写真については、都市公園の代表例を掲載してございます。

続きまして、(3)住宅都市における緑地樹木のあるべき姿についてです。緑地にある樹木のあるべき姿としては、①生物多様性の促進、②快適な住環境の提供、③心身の健康促進などが挙げられます。

続きまして、12ページの8、市立公園等の樹木の管理の基本方針についてでございます。(1)中・長期的な視点での適正な管理として、①樹木の健康管理、②樹木の成長予測と剪定計画、③樹木の継続的な管理と更新があります。

(2)番、市立公園等の種別ごとの樹木管理目標についてでございます。①都市公園、児童遊園・子ども広場については、子どもの遊び場、地域の活動の場、良好な景観形成を目指した管理を目標として(方針1)都市環境を良好に保つよう健全に育てる。(方針2)災害等から住民を守れるよう自然樹形で育てる。(方針3)誰もが安心・安全に利用できるよう植栽空間の特性を踏まえて管理を行うの3つの方針を掲げております。

続きまして、②緑地・公共緑地、滄浪泉園緑地については、生物多様性の確保、良好な景観形成を目指した管理を目標とし、方針1、2、3については、都市公園、児童遊園とかと同じですが、緑地については、(方針4)生きものの生息空間、生物多様性の向上を意識した管理を行う、含めて4つの方針を掲げてございます。

最後、14ページからの9番、市立公園等の樹木の具体的な管理方法についてでございます。

(1)樹木の健全性及び地域住民の安全性の確保を踏まえた樹木管理

についてですが、これまで樹木の維持管理については、要望ですとか、危険性があるものから順に処置等を行ってまいりましたが、今後は樹木の健全性及び地域住民の安全性の確保の観点から、日常的に点検や剪定等、予防的な樹木管理を行うことを目標としております。

(2) 点検の種類と内容についてでございます。点検の種類としては、日常時のパトロール等で行う日常点検と、定期的に行う定期点検を掲げております。

(3) 公園・緑地の部位別の剪定の考え方についてでございます。公園の出入口や園路、子どもの遊び場等、場所ごとの剪定の考え方を記載してございます。

(4) 剪定の時期についてです。1番、落葉樹の剪定は新緑が出そろって葉が固まった7月から8月頃とあとは落葉期として、あと常緑樹については、5月から6月頃と、あと9月から10月頃を目指したものとしております。

(5) 剪定の種類と方法についてです。剪定の種類としては、基本剪定及び軽剪定というものがあることと、あと、剪定の方法としては、①番、枝おろし、②番、枝透かし、③番、切返し、④番、切詰めといった方法について、ガイドラインのほうで触れております。

簡単ではございますが、ガイドラインの構成としては、以上のとおりとなります。資料の説明は一旦終わらせていただきます。

小木曾会長      ありがとうございます。前回から大分増えまして、一通り1回まとまったというところです。

質問等がある方は挙手をお願いします。

尾路委員      尾路です。15ページの剪定の時期なのですが、夏季剪定の7月から9月は遅くないですか。台風が来るのも8月、9月ですし、一般的にどうなのですか。木ってどちらかという春、4、5、6月ぐらいが夏剪定というか。

笠原委員      常緑樹は3月から4月とか。落葉樹は秋から冬にかけて。強剪定なんかする場合は3月ぐらいと言われてはいますけれども。

尾路委員      枝透かしとかだと。

笠原委員      剪定のやり方によっては時期を問わずにできるという本もあります。

尾路委員      一般的にちょっと7月から9月は遅いのではないかなと思ったので

すが、もちろん木によってもいろいろある……。

緑と公園係主任（関口）　そうですね。樹木の種類とか状況に応じて、ちょっと時期というのは多少前後はしているのですが。

尾路委員　一般的な時期、1回ちょっと確認していただいて、聞けたらと思います。

緑と公園係主任（関口）　承知いたしました。

尾路委員　この前のところのこういう形でやっていくというのは、すばらしい、いいと思います。

小木曾会長　ありがとうございます。ほかにございませんか。

笠原委員　笠原です。12ページの市立公園等の樹木の管理の基本方針というところの、次の行に入れてほしい文章があるのですがけれども、樹木の管理に当たっては、それぞれの公園での目的に合った、大きさや樹形に維持する、それを入れてほしいと思います。どういう考え方でやっているかということで、2ページに同じような表現がある、2ページの2の策定の目的のところ、1行目、「公園の種別により、樹木の目的や立地環境はそれぞれ異なっているため、樹木の現状や立地環境に応じた維持管理を計画的に実施していくことが必要である」と、同じような、ほぼ同じような感じですがけれども、それはやはり今私が言ったことが、管理、もともと公園を計画したら、設計者が設計をして、どういう樹木を植える、その樹木をどういう目的で植える、例えば、あと生け垣であれば、どういう生け垣を植える、だから、植え込みであればどういう樹木を植える。そういうところを設計して公園を造っているわけです。ですから、それを目的に合った、目的に合った形に維持していかないといけない、ということをお前提において、管理であり剪定なり、そういう作業を進めていく、そういうことだと思います。

小木曾会長　ありがとうございます。

笠原委員　それを入れてほしいということです。

小木曾会長　公園の種別だけじゃなくて、個々の公園の設計とか目的に合わせてということですね。

笠原委員　その公園を造ったときに、その目的、その公園で木を植えた目的があるわけだから、その目的を達成するために、剪定なりを、このくらい高さで計画したのであれば、高くなれば低く剪定しなくてはいけないし、

幅も大きく幅が広がりすぎたら、適正な幅に直さなければいけないし。

小木曾会長 大事な話ですね。実際、年数がたっていると設計の意図が分からなくなるとかいろいろありますけれども、理想はそういう形で考えたらいいと思います。ありがとうございます。

ほかはございますか。

笠原委員 例えば、8の基本方針のところだったら、(1)と①の間にその文章を1つ入れておけばいいです。当たり前の話なのですからけれども、1つ入れてもいいと思います。

小木曾会長 そうですね、やはりこれは重要なことかなと思います。ありがとうございます。ほかにもございますか。よろしいですか。

私から1つだけありまして、非常によくまとまってきたと思います。で、13ページの中に、樹木、「誰もが安心・安全に利用できるよう植栽空間の特性を踏まえて管理を行う」というところに、下枝の除去とか間引きとかがあるのですけれども、意外と枯れ枝があるのですよね。枯れ枝の撤去というのをどこかに1つ入れておいてほしいと思います。

笠原委員 もう入っていますよ。ア、イ、ウのウに入っています。

小木曾会長 新しく入れて、もう直してくれたのですね。私はちょっと古いのを見ていた。すみません。失礼しました。それが1点です。追加していただきありがとうございます。私からは以上です。

ほかにはないですか。どうぞ。

笠原委員 もう1つ、12ページです。12ページから13ページにかけて、自然樹形という響きのよい言葉があると思うのですけれども、これはどういう形を、ここの発言がある読みさしの剪定の本を何冊か見たのですけれども、ちょっと長くなってもいいですか。

小木曾会長 できるだけ手短かに話してください。

笠原委員 ある本では、それぞれの種類の木には本来備わっている樹形があり、それを自然樹形といいますという言い方をしているのもあれば、人の考える自然樹形とは1本の木を眺めたときに目障りとなる枝葉が一つもない完全な絵に描いたような樹形を理想としているものがありました。自然樹形で育てると例えば地表の温度の上昇を抑えられるでしょう、だから、自然樹形がどういう樹形かというのが分からないといけないのではないのでしょうか。

犀川委員　　ちょっといいですか。ここに書いた人の意図は分かります。例えば、アミューズメントパークみたいな形に切られた植木なんかがあるでしょう、ああいうのはやめてくれということなんだと思うのです。そう深く考えないで、ごく居心地のいい状態に切ればそれでいいのじゃないでしょうか。深く考えないで。

笠原委員　　はい、先生が言われたように、そのことは今ここで話が出て、基本方針に書いてあるのは、主にいわゆる一本立ちの木について言っているように見えます。一方、生け垣とか玉作りとかの、刈り込んで作る自然樹形じゃない人工的な物もあるわけですよ。それについて記載が全くない。人工的な仕立物等については、この考えた方だけだと剪定できない。

犀川委員　　自然な状態に切ると意味していると思うのです。

小木曾会長　　できるだけ樹冠を広く取ってとか、自然樹形を残してほしいということだと思うのだけれども、ちょっと私からいいですか。多分、今言われるように生け垣があったり、低木があったり様々です。そこまでフォローできてないです。これ、ガイドラインで1回つくってこれで終わりではなくて、また、追加、改定していけばいいと思うので、今みたいな御意見は貴重だと思います。何かしら考えてもいいですね。

緑と公園係主任（関口）　　これは案でまた2回目もありますので、そのときには、もう少し分かりやすい説明になるように工夫させていただければと思います。

小木曾会長　　でも、ここまでできたということがすばらしいと私は思います。うまく活用しながら、実際やりながら、また改定していけばいいと思いますが、取りあえず、これで、今の御意見を踏まえて、進めていくということによろしいですか。それで進めます。でも大事な、私はこの資料8の内容が非常に読んでいて賛同したのですけれども、ぜひ、勝手に言うては申し訳ないですけれども。御報告、お願いします。

緑と公園係長　　事務局の小林です。別紙、資料の8を御用意ください。子どもの遊び場等整備事業につきまして、御説明させていただきます。

昨年度から行っている事業でして、目的につきましては、障がいのある子、外国にルーツのある子など、様々な背景や特性を持ったあらゆる子どもと一緒に公園で遊べたり、楽しく過ごせたりするような公園づく

りを今現在も進めております。令和5年度から、子どもとワークショップやウェブアンケートを通じて幅広く意見を聞かせていただいた中で、なかなか事業の普及啓発を図れていないなというところも課題として持ちましたので、今年度からプロジェクトの名称とコンセプトを作成しまして、委託事業者によって、ウェブサイトの運営やInstagramの発信を8月から始めているところです。プロジェクトの名称は、小金井みんなの公園プロジェクト「play here」ということで名づけております。

今年度に入りまして、障がいがある子どもの保護者の方にヒアリングさせていただいていますが、公園は誰にでも開かれているはずなのですが、公園を利用する周りの方からの障がいがある子どもに対しての突き刺すような視線があったりとか、非常に心ない言葉を発せられたりという経験で、公園で遊ぶことができないお子さんが多くいらっしゃるというお話を伺っています。「誰でも」に入れない方が多くいらっしゃるということが分かってきました。

今年度は、そのような当事者の声を大切にして、情報発信することによって1人でも多くの方に現状を知っていただいて、事業に御協力、御理解をいただける方を増やしたいなということで、普及啓発に取り組んでいるところです。理解を深めていくということは非常に時間がかかりますので、身近な公園を通じて、情報発信することによりまして、少しずつでも、市内全体に誰もが暮らしやすい、小金井は人に優しい街だなと思っていただけるような環境づくりを、公園から発信していきたいなというふうに考えています。

こちらにもウェブサイト、InstagramのURLを記載させていただいていますので、ぜひ御覧いただきまして、当事者の非常に生の声を掲載させていただいて、かなり読みごたえのある文章になっています。1人1万字ぐらいのページになっていますので、ぜひ御覧いただき、こういう事業をやっているんだよということで、周りの方にも広げていただき、事業の御協力とか御理解をいただければなというふうに考えています。

令和6年度の事業としましては、記載のとおりとなっておりますので、ヒアリングを実施やウェブアンケート、あと菜園の設置検討、梶野公園においては菜園の整備、栗山公園においては、インクルーシブ遊具を実



際に試験設置して、ワークショップなんかの開催も予定しております。

令和7年度は、インクルーシブ遊具を実際に栗山公園と三楽公園のほうに検討しております。三楽公園においては菜園のほうも整備を考えています。

すみません、時間が過ぎてしまいましたが、以上となります。

小木曾会長      ありがとうございます。説明が終わりましたが、何か御質問等、説明がありますでしょうか。

では、これもちまして、第1回緑地保全対策審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

—— 了 ——